

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人の導管性要件である投資口国内 50%超募集要件の見直し	
2	要望の内容	投資法人の導管性要件（支払配当を損金算入するための要件）である出資（投資口）の過半を国内で募集する必要があるという要件（投資口国内募集 50%超要件）について、「個々の増資ごと」ではなく「出資の合算」で判定すること。	
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課金融税制室	
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	投資法人に係る課税の特例は平成 10 年度に創設されたが、投資口国内募集 50%超要件は当初より改正されていない。	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>証券化市場に厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抜粋）</p> <p>「金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>海外からのリスクマネーを供給できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>投資法人を用いた不動産証券化の案件実績（規模）、不動産投資市場における Jリート の資産規模</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>不動産証券化市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化</p>

8	有効性等	① 適用数等	投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績（適用対象法人数） H18年度 40 法人 H19年度 42 法人 H20年度 42 法人 H21年度 41 法人
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月～平成22年3月)</p> <p>投資法人の投資口国内50%超募集要件については、投資法人が増資により資金調達を行う際、「個々の増資ごとに、その過半を国内募集する必要がある」というのが現行法の解釈となっている。そのため、増資の際、出資の国内募集割合が出資を合算すると過半となる場合でも当該増資では過半とならないケースでは、海外からの資金調達に支障をきたすこととなっており、海外からのリスクマネーを供給できる環境が整備されているとはいえない状況にある。</p> <p>なお、昨今の経済情勢を受け、我が国の不動産証券化の実績は急落している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年4月～平成22年3月)</p> <p>投資法人の投資口国内50%超募集要件については、投資法人が増資により資金調達を行う際、「個々の増資ごとに、その過半を国内募集する必要がある」というのが現行法の解釈となっている。そのため、増資の際、出資の国内募集割合が出資を合算すると過半となる場合でも当該増資では過半とならないケースでは、海外からの資金調達に支障をきたすこととなる。そのため、海外からのリスクマネーを供給できる環境が整備されているとはいえない状況にある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成17年4月～平成22年3月)</p> <p>投資法人の投資口国内50%超募集要件について現行通りの解釈が維持された場合には、増資の際、出資の国内募集割合が出資を合算すると過半となる場合でも当該増資では過半とならないケースでは、今後も海外からの資金調達に支障をきたすことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年4月～平成22年3月)</p> <p>税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資法人の投資口国内50%超募集要件を「個々の増資ごと」ではなく「出資の合算」で判定することを明確化することで、資金の調達方法が多様化され、不動産証券化市場が活性化し、我が国金融・資本市場の競争力が強化される。
		② 他の支援措置や義務付け等	—

	との役割 分担	
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	—